事　務　連　絡
令和３年４月28日

各　　位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を受けた
「出勤者数の７割削減」の更なる徹底について
（依頼）

先日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、東京都、大阪府、京都府、兵庫県に対し４月２５日から５月１１日を実施期間として発令すること、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に愛媛県が追加されることが決定され、「基本的対処方針」が変更されました。

これらを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より別添１のとおり依頼がありました。

つきまして、貴会におかれましては、傘下会員に対し、テレワークの活用や休暇取得の促進等による出勤者数の７割削減の徹底について、改めての周知、呼びかけをお願い致します。またエッセンシャルワーカーや現場部門を抱える会員についてはローテーション勤務や自転車通勤など、人との接触を低減する取組に努めていただくよう、周知をお願いします。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「出勤者数の削減（テレワーク等）の推進について」